

# 軽自動車税の税率が変更されました

問い合わせ 税務グループ (☎<sup>85</sup> 1155)

## 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

平成28年度から、次の新税率が適用されます。

区 分		新税率	旧税率
原動機付自転車	総排気量50cc以下（ミニカーを除く）	2,000円	1,000円
	総排気量50cc超～90cc以下	2,000円	1,200円
	総排気量90cc超～125cc以下	2,400円	1,600円
	ミニカー（三輪以上）	3,700円	2,500円
軽二輪車	総排気量125cc超～250cc以下	3,600円	2,400円
	専ら雪上を走行するもの	3,000円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	1,600円
	その他のもの	5,900円	4,700円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円	4,000円

## 三輪・四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載されている『初度検査年月』により、税率が異なります。次の【イ】と【ウ】に該当する車両は、平成28年度から新税率が適用されます。

区 分			税 率		
			初度検査年月の記載が平成27年3月以前である車両【ア】	初度検査年月の記載が平成27年4月以降である車両【イ】	初度検査年月から13年を経過した車両【ウ】（重課）
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※【ア】に該当する車両のうち、【ウ】に該当しない車両については、税率の変更はありません。

※【イ】に該当する車両は、次の『グリーン化特例（軽課）』に該当する場合があります。

※【ウ】に該当する車両は、【ア】と【イ】に関わらず、【ウ】の税率が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除きます。

※平成28年度で【ウ】に該当する車両は、初度検査年月が平成14年以前の車両です。

## グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が、平成27年4月から平成28年3月までの車両のうち、排出ガス基準や燃費性能の優れた車両については、平成28年度の1年間に限り、次の税率が適用されます。

区 分			税 率		
			【エ】	【オ】	【カ】
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

【エ】 電気軽自動車または天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

【オ】 乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

【カ】 乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※【オ】と【カ】については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税の納期は5月31日(火)です。忘れずに納めましょう。